

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち				節	第1節 健康					責任者	所属	健康課			
基本施策	1 母子の健康づくり				総合計画書記載ページ	P32-35					氏名	原 咲子				
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが健やかに生まれ、心身ともに健康で安全に育つ環境が整っています。 ●妊娠、出産、子育てに関する理解が広がり、地域社会全体で妊婦・子育てを見守り支える環境が整っています。 ●関係機関や専門職との連携が図られ、虐待防止などのための体制が整っています。 				基本施策の実施状況・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠出産に向けた支援では、妊婦電話支援「マタニティコール」及び母乳相談を実施するとともに、令和2年4月から産後ケア事業の委託医療機関を拡大し支援体制を整備した。特に育児不安になりやすい新生児から乳児期前半に重点を置いて妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行った。また、子育て世代包括支援センターとして位置づけている保健センターと子育て支援センターの担当で、利用者支援会議を定期的実施するとともに、産科医療機関とも連携を図った。 ・乳幼児期からの健康保持・増進では、新たに新生児聴覚検査費用の助成を開始し、早期治療・療育の推進を図った。新型コロナウイルス感染予防対策を取りながら乳幼児健康診査、育児教室等を行い、子どもの健やかな成長発達と保護者の健康づくりを促した。 <p>また、子育て支援、発達支援、虐待未然防止については、関係部署が健康診査や教室などを通じて、連携した支援体制をとった。事例への対応は、関係部署及び医療機関とも連携して行った。</p>					【総括的評価】					
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠					
	母子保健サービスに満足している市民の割合			%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	・市民アンケートによる			
					H26	76.2	83.5	88.6	-	-	95.0	85.0				

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 妊娠出産に向けた支援	妊婦健康診査受診率	100.0%(H26)	100.0%	100.0%	100.0%	【指標数値の分析】 ・妊婦健康診査受診率については、定期的に妊婦健康診査を受診することの重要性について、母子健康手帳交付時の個別面談や産科医療機関と連携し周知啓発した結果、目標を達成している。 ・子育てにストレスを感じている市民の割合については、令和2年度はアンケート未実施。			◎	
	子育てにストレスを感じている市民の割合	39.5%(H26)	-	-	27.5%					
① 妊娠・子育てに関する知識の普及・啓発	若い頃からの妊娠・子育てへの心構えを育むため、小中学校との連携や成人式などの機会を活用して、喫煙や飲酒が妊娠に及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割などについて普及・啓発に努めます。					成人式では、「妊娠・出産の医学的適齢期」に関するリーフレットを配布した。 婚姻届出時には、喫煙や飲酒が妊娠に及ぼす影響などに関するリーフレットを配布した。 関係機関と連携し、妊娠・子育てに関する知識の普及・啓発を行うことができた。		特になし。	関係機関と連携し、本人・保護者に向けた効果的な知識の普及啓発を継続していく。	◎
② 妊娠を望む夫婦に対する支援	子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費の助成を継続します。					引き続き、一般不妊治療費の助成により、経済的な負担を軽減した。令和3年1月治療分より所得制限を廃止し充実を図った。実績は23件であった。 一般不妊治療費助成制度を利用した夫婦の状況に応じ、県の実施している特定不妊治療費の助成を紹介した。		特になし。	引き続き、助成制度を実施していく。	◎
③ 妊娠初期からの健康管理の支援	妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に、かかりつけ医による定期的な妊婦健康診査の必要性の指導や、妊娠や子育てに関する知識の情報提供、妊婦の心身面の状況把握や相談支援を行います。					妊娠前から子育て期まで切れ目ない支援として妊婦電話支援「マタニティコール」を初妊婦対象に実施した。(令和2年度実施率75.9%) 特に支援が必要なハイリスク妊婦には、妊娠早期から継続的な支援を行い、出産後の育児支援まで切れ目なく支援ができた。 また、産後ケア事業の委託医療機関を1か所から5か所に拡大するとともに利用料を見直し支援体制を整備した。(令和2年度利用者2名) 子育て世代包括支援センターとして位置づけている保健センターと子育て支援センターの担当で、利用者支援会議を定期的実施するとともに、産科医療機関とも情報交換等の連携を図った。		より安心して出産を迎えられるよう、妊娠届出時にハイリスクと判断された妊婦や初産婦だけでなく、経妊婦にも電話支援を充実させる必要がある。 宿泊型の産後ケア事業の他に産前産後をサポートするサービスについて、必要性や優先順位を検討していく必要がある。	経妊婦に電話支援ができるよう検討していく。 また、産前産後をサポートするサービスについても、必要性や優先順位を検討していく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
④ 妊娠期からの仲間づくりへの支援	妊婦の不安解消や出産後の育児における孤立防止のために、母親教室等を通して妊婦同士の情報交換や交流の場を設けるなど、仲間づくりを支援します。					新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で、プレママと産後ママの交流会で妊婦同士や産婦同士の交流の時間を設けており仲間づくりにつながっている。		妊娠中は交流の場への参加が非常に少ない状況である。原因として、働く妊婦が増加していること、新型コロナウイルス感染予防による外出自粛などが考えられる。	妊婦のニーズを把握し、妊婦の必要とする支援を検討していく。	○
⑤ 父親の子育てへの参加促進	父親の妊娠への理解と子育てへの参加促進のため、パパママセミナーや子育てに関する講座の開催と内容の充実を図ります。					父親が参加しやすいようパパママセミナーは土曜日・日曜日に新型コロナウイルス感染予防対策をして開催した。パパママセミナーの内容には、父親の役割を組み込んで、育児参加を促すことができた。令和2年度の乳幼児健康診査問診票の父親の育児参加状況で、よくやっていると答えた割合は68.6%であり、徐々に増加傾向にある。		特になし。	引き続き、保健事業への父親の参加を促す周知啓発を行うとともに、保健分野以外の取組に関する情報を提供していく。	◎
(2) 乳幼児期からの健康の保持・増進	乳幼児健康診査受診率	97.8%(H26)	97.9%	98.5%	100.0%	【指標数値の分析】 ・乳幼児健康診査受診率は、目標値近くを推移している。未受診者に対しては、訪問等によりすべての対象者の状況を把握しており、保健活動の成果が表れている。 ・3歳で虫歯がある子どもの割合は、目標を達成している。乳児期からの教室や歯科健康診査を実施し、定期的にフッ化物塗布を行っている成果であると思われる。			○	
	3歳で虫歯がある子どもの割合	8.8%(H26)	8.3%	6.1%	10.0%					
① 乳幼児健診とフォロー体制の充実	乳幼児の疾病や虫歯、障害や虐待の早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査や歯科健康診査を実施するとともに、母親の育児不安の軽減及び虐待の未然防止などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。また、未受診児や経過観察児とその親を対象として、関係機関と連携しながら個別相談を行うなど、フォロー体制の充実を図ります。					健康診査は新型コロナウイルス感染予防のため、健診回数を各月2回に増やして4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に実施した。歯科健康診査は法定健診である1歳6か月児・3歳児を対象に実施し、2歳児歯科健康診査及び2歳6か月児親子歯科健康診査は中止とした。特に支援が必要な場合には、健診時から関係機関と連携し、継続的に支援を行っている。要支援児に対する巡回相談を保育園・幼稚園・小学校・児童館で実施し、職員等への支援を行った。3歳までの乳幼児については、健康診査や家庭訪問などで全対象者を把握し、支援が必要な場合には関係機関と連携した支援を行った。関係機関と連携したフォロー体制を整備し、切れ目ない支援ができた。全ての新生児を対象として聴覚検査を実施し、検査に要する費用を助成することにより、早期発見・早期療育を図ることができた。		健康課題が社会性の発達、親子の関係性や親のメンタルヘルス、子ども虐待の未然防止など変化しており、支援内容も複雑化している。	引き続き、健診時における相談支援だけでなく、関係機関と連携しながら個別相談を行うなどフォロー体制を充実させていく。	◎
② 乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発	子どもが健やかに安全に育つように、家庭訪問や健診時等に乳幼児のかかりやすい疾病やその予防・予防接種に関する情報提供を行うとともに、「こどもの救命講習会」を開催し、家庭での事故防止と事故時の対応の普及・啓発に努めます。					新生児訪問時や幼児健康診査時に事故防止のためのリーフレットの配布により、発達段階に応じた周知と各家庭での振り返りを促すことができています。保健センター内に事故防止グッズを紹介したパネルを掲示するとともに実際に使用し視覚的に啓発している。予防接種については、新生児訪問時に情報提供を行っている。		乳幼児健康診査問診票で把握している事故発生率は、現状維持の状況のため、減少に向けての取組を検討する必要がある。	発達段階に応じた周知と各家庭での振り返りができるような支援をさらに検討していく。	○
③ 子どものこころと身体の健康づくりの推進	子どもの自尊感情と基礎体力の向上、健やかな成長発達のために、関係機関と連携し、幼少期からの親の関わり方とその重要性について啓発に努めます。また、学校や保健推進員、食生活改善推進員等と連携して、食育を通した子どもの健全な身体づくりを支援していきます。					新型コロナウイルス感染予防をし、月齢や年齢に合わせた離乳食教室や歯みがき教室を行っている。また、1歳の誕生月前には「バースデーメッセージ」、2歳の誕生月には「2歳児の育児について」として育児情報を送付し健やかな成長発達を促した。のびのび子育て教室では子育て支援センター保育士と連携して親の関わり方とその重要性について啓発している。成長の段階に応じた育児情報を関係部署と連携し周知啓発できた。		子育てに関する情報が氾濫する状況の中で、成長段階に応じた適切な健康情報を関係部署と連携し周知啓発していく必要がある。	成長段階に応じた適切な健康情報をより分かりやすく簡易に保護者に周知啓発できるような方法を検討していく。	○
④ 親への健康教育の推進	将来的な疾病の予防に向けて幼少期から健康的な食生活や口腔内の衛生管理などの日常生活習慣を確立するため、親への健康教育を推進します。また、母親自身の健康づくりのための各種健診の受診勧奨と生活習慣病の予防に対する意識の向上に努めます。					乳幼児を対象とした各種健康診査、教室等において、子と親自身に向けた望ましい生活習慣づくりの健康教育を行っている。		望ましい生活習慣について健康教育を行っているが、幼児健康診査問診票からみる歯みがき習慣や食習慣は改善がみられない状況のため、引き続き啓発していく必要がある。	子と親自身の健康づくりを推進するために、望ましい生活習慣づくりの周知啓発及び保護者へのがん検診や健康診査等の受診を勧奨し、受診率向上を図る取組を検討して	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
								いく。	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第1節 健康	責任者	所属	健康課					
基本施策	2 成人の健康づくり	総合計画書記載ページ	P36-39		氏名	原 咲子					
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯を通して、市民が自ら健康づくりに取り組む環境が整っています。 ●心身ともに健康的な市民が増え、健康寿命が延びています。 	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病等予防対策の推進では、健康づくり計画「健康いわくら 21（第2次）」に基づき、年代に合わせた健康づくり・生活習慣病予防等のために健康診査・歯科健康診査、がん検診及び健康講座等の事業を実施している。特に、複数のがん検診等が同時に受けられるよう体制を整備したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、個別検診は実施したが、複数の検診を同時実施する集団検診を中止せざるを得ない状況であった。 ・健康づくりのための環境づくりでは、令和2年3月に策定した健幸づくり条例を健康講座等の事業で周知啓発した。 ・高齢者・中高年の介護予防、健康づくり支援では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保健推進員の協力のもと、健康情報を各地区で回覧し周知啓発をした。 ・こころの健康づくりの推進では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛による心の不調等の相談に対応するために、臨床心理士によるこころの健康相談を月1回から2回に増やして実施するとともに、健康チェックの日や面接・電話相談では、保健師が相談を担当し、必要に応じて、病院や保健所、関係機関等と連携した支援を行った。 								
目標値	基本成果指標	単位	基準値		現状値				目標値	算出根拠	
			年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
	定期的に健康診査を受けている市民の割合	%	H25	44.0	65.7	-	44.1	-	63.9	50.0	・市民意向調査、市民アンケートによる
	生活習慣病予防・健康相談等の健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合	%	H25	82.4	89.6	-	85.1	-	92.4	86.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 生活習慣病等予防対策の推進	国民健康保険加入者の各種がん検診受診率（平均）	27.0%(H26)	21.8%	9.1%	50.0%	【指標数値の分析】 ・国民健康保険加入者の各種がん検診受診率については、個別検診や休日検診の拡大、セット検診の導入等、検診を受けやすい環境の整備をしてきたが、目標値には達していない。健康いわくら 21（第2次）の中間評価に伴って実施したアンケートからは、がん検診を受診していると回答した人のうち、6割以上の人が職場や肺がん、大腸がん、胃がん検診を含んだ国民健康保険の人間ドック等、市のがん検診以外を受診しているという結果であった。 ・生活習慣病予防教室参加者数については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月から令和3年3月にかけて実施を予定していた事業を中止としたこともあり減少した。			○	
	生活習慣病予防教室参加者数	721人(H26)	584人	99人	750人					
① 健康づくりに関する情報提供と健康教育の充実	市民の健康や健康づくりに対する意識を高めるため、広報紙、ホームページや地区ごとに開催する健康教室などにおいて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報提供と内容の充実に努めます。特に若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性の周知に努めます。					生活習慣病予防について各種教室を実施したほか、広報紙、ホームページ、ほっと情報メール、保健推進員の協力による各地区回覧などを通して、情報提供を行った。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多数の集団健康教室を中止したが、「いわくら健幸体操」動画の配信や、動画をまとめたDVDの配布、作成した栄養教育ちらしをホームページに掲載するとともに、いわくら健康マイレージチャレンジシートと一緒に配布して健康づくりに取り組めるよう健康づくりの啓発を行った。 若い世代が受診する商工会の健康診断で尾張北部医療圏地域職域連携事業作業部会が作成したちらしを配布し、生活習慣病予防（高血圧予防）の啓発を行った。 市民が運動習慣づくりに取り組みやすくするために関係課と連携して、令和3年3月に運動ガイドを作成した。 若い世代や健康無関心層に向けた取組として、いわくら健康マイレージ事業については愛知県が開発したアプリを試行的に導入し、健康づくりに取り組みやすい環境を整		保健センターを利用する機会のない青年期や壮年期、健康無関心層に対する情報提供を行う方策を今後も検討する必要がある。	若い世代や健康無関心層に向けた取組が必要であり、いわくら健康マイレージ事業のアプリを今後、広く周知していく必要がある。 また、岩倉市健幸情報ステーションとして、市民に健康情報を提供する事業所の登録数を増やしていく必要がある。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
						備した。 また令和2年度より、健幸情報ステーション登録事業を開始し、市民に健康情報を提供する事業所と連携した健康づくりに取り組んだ。				
② がん検診・歯科健康診査等の充実	がん等生活習慣病の予防・早期発見のために、がん検診の定員枠の拡大、医療機関での個別検診の実施や若い世代を対象とした健診事業の充実に努めます。また、歯周病は糖尿病と関連があることから、歯周病の早期発見・早期治療のために、糖尿病予備群に対して歯科健康診査の受診勧奨を推進します。					<p>周知啓発のため、以下のことを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診のガイドブック（けん診ガイド）について、検診ごとに男女別の罹患数と死亡数の順位を表記したり、がんの予防法を掲載するなど、内容を充実し、広報紙と同時に全戸配布。 ・ポスターを医療機関等へ配布。 ・がん検診については30歳・40歳・50歳・60歳・65歳に個別通知。 <p>がん検診の実施については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、保健センターでの全ての集団検診は中止とし、市内医療機関での個別検診は実施したが、全体的に受診者数は大幅に減少した。</p> <p>受診しやすい体制を整えるため、以下のことを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節目歯科健康診査では、若い世代から定期的な歯科健診の啓発のため、節目の年齢を20歳まで拡大した。 ・令和2年度より、在宅療養者を対象とした訪問歯科健康診査を実施したが、受診者がいない状況であった。 ・障害者通所施設歯科健康診査事業助成を行い、障がい者が歯科健康診査を受診しやすい環境を整えた。 		がん検診において、若い世代の受診者が少ないため、検診の必要性の周知や受診勧奨をさらに進める必要がある。 口腔の健康づくりのみならず、全身の健康を保持増進するとともに、口腔機能の維持向上の取組の検討が必要である。 コロナ禍における検診のあり方について検討する必要がある。	引き続き、がん検診の必要性の周知や受診勧奨を進めていく。 国民健康保険加入者対象の人間ドックの受診者数を加味して受診率を考えていく必要がある。 高齢期の口腔の健康づくりを維持するため、節目歯科健康診査の年齢を80歳まで拡大することを検討する。	○
③ 生活習慣の改善支援の充実	生活習慣病やその予備群の人たちが悪化及び増加しないように、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組むための個別相談等の充実を図ります。また、妊婦や乳幼児健康診査等の機会をとらえ、若い世代からの歯周病予防などの啓発・推進を図ります。					<p>新型コロナウイルス感染症の影響で健康診査等やがん検診等が中止となったため、40歳代の若い世代への指導や生活習慣病関連の個別指導の機会は減少したが、人間ドックを受診し特定保健指導の対象となった人に、食生活や運動指導の個別指導を行った。</p> <p>母親教室で食生活に関する健康教育を行った。</p>		生活習慣の改善を効果的に実施できるような指導内容の充実及び利用しやすい環境の整備が必要である。	若い世代や健康無関心層に向けた取組が必要であり、若い世代が集まる場で今後も周知啓発をしていく。	○
(2) 健康づくりのための環境づくり	保健推進員や食の健康づくり推進員の活動への参加者数	10,832人(H26)	6,984人	1,160人	12,000人	<p>【指標数値の分析】</p> <p>・保健推進員や食の健康づくり推進員の活動への参加者数は、減少傾向にあり目標値を大きく下回っている。参加者が固定化し、新規の参加者、男性や若い世代の参加が少なく、活動に広がりが見られないことが原因として考えられる。特に、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が縮小されたため、目標値を大きく下回っている。</p>			○	
① 健康づくり推進のための体制づくり	市民の主体的な健康づくり支援を効果的、かつ、きめ細やかに進めるために関係部署の連携体制をさらに強化し地域で支える健康づくりの普及啓発を推進します。					<p>令和2年3月に健幸都市いわくらの実現のため、健幸づくり条例を制定したので、リーフレットを作成し、健康教室で配布するなど周知啓発を行った。</p> <p>健康課題である高血圧対策のため、名古屋大学との共同研究を継続して実施した。</p> <p>いわくら健康マイレージ事業では、市内の企業、小中学校及び関係部署と連携・協力して事業を実施した。</p> <p>健幸情報ステーション登録事業では、7か所の登録があり、市民に健康情報を提供する事業所と連携した健康づくりに取り組んだ。</p> <p>高齢者・中高年の介護予防、健康づくり支援では、新型コロナウイルス感染症予防のため、保健推進員の協力のもと、健康情報を各地区で回覧した。</p>		健幸づくり条例制定後、市民へ周知啓発するとともに、市民及び関係部署や関係機関との協働により健康づくりを推進していく必要がある。	健幸づくり条例の周知啓発を行い、市民協働による健康づくりを推進していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
② 地域における健康づくり活動の推進	市民の健康づくりや健康的な食生活への取組を推進するため、保健推進員や食の健康づくり推進員とともに活動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動を支援します。また、老人クラブや民生委員・児童委員等との連携を図り、各地域の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり事業を推進します。					<p>地区保健推進員活動は新型コロナウイルス感染症予防に配慮した企画・運営支援を行い、体操教室、健康教室等を行った。</p> <p>食の健康づくり推進員活動は新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、予防に配慮した学習会を開催し、知識の普及啓発を行った。</p>		地区保健推進員活動の参加者数が減少傾向にあり、参加者が固定化し若い世代の参加が少ないため、地域への周知啓発を行うとともに、各団体と連携した活動を行っていく必要がある。	保健推進員活動について引き続き地域への周知啓発を行う。 また、地域における健康づくりを推進していくための方策を検討していく。	○
(3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援	60歳以上で1日30分以上歩く人の割合（市民アンケート）	33.4%(H26)	—	35.7%	40.0%	<p>【指標数値の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上で1日30分以上歩く人の割合については増加しており、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため各種イベントが中止になったが各自で歩くなど、体力低下の予防に努めていたと考えられる。 ・治療目的以外に定期的に歯科の健康診査を受けている市民の割合については増加しており、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため在宅率も高くなり、時間的な余裕が生まれるとともに健康に対する関心の高まりから歯科健康診査を受ける人が増えたと考えられる。 ・介護予防教室参加者数については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3回実施予定の介護予防教室は1回に変更したため、参加人数は減少した。 				○
	治療目的以外に定期的に歯科の健康診査を受けている市民の割合	38.1%(H26)	—	50.2%	34.5%					
	介護予防教室参加者数	393人(H26)	99人	21人	510人					
① 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援	いつまでも要介護状態にならないようにするため、早期からの介護予防の意識啓発と介護予防教室の開催、ウォーキング事業の充実など、総合的な高齢者・中高年の健康づくりを推進します。また、65歳節目歯科健康診査時には、歯周病予防とともに介護予防のための支援を推進します。					<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3回実施予定の介護予防教室は1回に変更したため、参加人数は減少した。また、地域で活動する団体等を行う高齢者の健康づくり・介護予防の健康教育の機会が減少したため、広報紙や市のホームページなどにシルバーリハビリ体操等を掲載し、介護予防の周知啓発に努めた。</p> <p>高齢者向けの第2期シルバーリハビリ体操指導士の養成講座を行い、22名に指導士の認定証を交付し、1期生と合わせ指導士は44名となった。指導士（1期生）は、地域包括支援センターの介護予防教室にて6回指導を実施した。</p> <p>65・70・76歳節目歯科健康診査では口腔機能チェックにおいて、指導が必要な人に口腔機能向上のための指導が実施される体制が整備でき、歯科医師等による指導を実施した。</p> <p>国が掲げる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の体制整備に向けて、成人の健康づくり、介護予防、後期高齢者医療を担当する三課が定期的に打合せを実施し、意見・情報交換及び検討を行った。</p>		新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域での団体活動が縮小し、高齢者も外出を控えるようになり、フレイルの増加が心配されるため、介護予防の啓発の必要性が増大している。今後は、感染拡大防止を行いながら、シルバーリハビリ体操指導士の養成と活動の場を増やすなど地域で活動する団体等や関係部署と連携した取組が必要である。 健康づくりについては、参加者が固定化しているため、様々な年代や性別及び無関心層にアプローチする取組が必要である。	高齢者向けのシルバーリハビリ体操指導士の指導教室を市内3か所で定期的に開催していく。また、シルバーリハビリ指導士養成と活躍の場の拡大等の課題を踏まえ、関係部署などと連携して取り組んでいく。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の体制整備に向けて関係課と一緒に検討していく。	○
(4) こころの健康づくりの推進	ストレスを解消する方法を持っている人の割合	61.9%(H26)	—	60.4%	70.0%	<p>【指標数値の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスを解消する方法を持っている人の割合については減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響で、ストレスを抱える人が多くなったと考えられる。 ・こころの健康講座参加者数については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため講座を中止した。 				○
	こころの健康教室参加者数	212人(H26)	244人	未実施	180人					
① こころの健康づくり知識の普及・啓発	こころの健康を保つことができるよう、また、こころに問題を抱える人への理解が深まるよう、ストレスへの対処法や休養の必要性など、こころの健康に関する知識の普及・啓発を推進します。					こころの健康については、ホームページ等による知識の普及啓発を行った。 こころの健康講座は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。		こころの健康に関する知識は幅広い年代に必要なため、今後も知識の普及・啓発が必要である。	今後も引き続き、こころの健康講座の開催及びホームページ等による知識の普及啓発を行う。	○
② こころの相談体制の充実	過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と相談内容に応じた適切な対応に努めます。					新型コロナウイルス感染症の影響で過度のストレスや悩みを抱える人たちが増えることを考え、臨床心理士によるこころの健康相談を6月より、月1回から月2回に増やして実施した。 健康チェックの日や面接・電話相談では、保健師が相談を担当し、必要に応じて、病院や保健所、関係機関等と連携した。 また、関係部署と協力して他機関の相談窓口の周知啓発をするにあたり、ホームページを活用し、他機関が実施するSNSの活用について紹介した。		相談事業の認知度をさらに向上する必要がある。	今後も引き続き事業の周知に努め、こころの健康相談及び健康チェックの日や面接・電話相談等を実施していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち			節	第1節 健康					責任者	所属	健康課		
基本施策	3 医療・感染症予防			総合計画書記載ページ	P40-42					氏名	原 咲子			
施策がめざす 将来の姿	●日常的な健康管理や身近に受診できる「かかりつけ医」があります。			基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・医療体制の充実では、災害時の備えについて、4か月児健康診査時に資料を配布し普及啓発に取り組むことができた。 ・感染症対策の推進では、感染症等の予防を啓発するため広報紙等で情報提供を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、ホームページやほっと情報メール、市内公共施設や駅構内にポスターを設置するなど情報を配信し、周知に努めた。 ・高齢者インフルエンザ予防接種費用無償化事業や、子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成事業を実施し、予防接種を受けやすい体制を整備し、合わせてインフルエンザ蔓延の予防を推進した。 ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、事業の延期や中止、公共施設の閉館対応等、様々な課題に対し適宜適切に対応した。新型コロナワクチン接種の体制整備を迅速に進めていくために、新型コロナワクチン接種推進本部及び推進チームを設置し、接種体制を検討・整備した。									
	●必要な予防接種を安全に安心して受けられる体制が整っています。													
	●感染症の対策に関する情報を身近に得ることができるようになっています。													
目標値	基本成果指標			単位	算出根拠		現状値			目標値	算出根拠			
	医療機関との連携・協力や医療情報の提供に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	・市民意向調査、市民アンケートによる	
					H25	73.4	83.7	80.1	75.7	-	87.3	77.0		

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 医療体制の充実	休日急病診療所を知っている市民の割合	90.7%(H26)	-	84.5%	98.0%	【指標数値の分析】 ・休日急病診療所を知っている市民の割合については、少しずつではあるが減少している（H29：85.9%）。 ・かかりつけ医を持っている市民の割合については、少しずつではあるが増加している（H29：63.3%）。			○	
	かかりつけ医を持っている市民の割合	62.9%(H26)	-	65.5%	80.0%					
① 市民にわかりやすい医療情報の提供	日常的な健康管理による疾病予防や病気の早期発見・治療、また、安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の必要性や適正な医療機関での受診の啓発を図ります。また、各種健診時や広報紙、ホームページ等を利用して、市内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来についての情報をわかりやすく提供するように努めます。					広報紙、ホームページ等を活用して、医療情報の提供やかかりつけ医の必要性について啓発した。また、転入者等に市内医療機関マップを配布した。 けん診ガイドを作成し、広報紙と同時に全戸配布した。ホームページに休日急病診療所の当番医表を掲載している。 新型コロナウイルス感染症の相談・受診方法について、ホームページ、ほっと情報メール、Facebook、LINEにより迅速に的確な情報を配信した。また、公共施設に加え、名古屋鉄道にも協力を仰ぎ、岩倉駅構内にもチラシやポスターを設置し、周知に努めた。		近隣市町の医療機関情報については、各医療機関のホームページ等で詳細な情報を得ることができるが、引き続き、適切な情報提供に努める必要がある。	引き続き、的確でわかりやすい医療情報の提供に努める。	◎
② 休日・夜間救急医療体制の維持・充実	市民が安心して救急医療を受けられるように、市内や近隣市町の医療機関と連携・協力し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実に努めます。					近隣市町と連携して、第2次救急医療を行う医療機関や小児救急医療の確保に努めた。 年末年始の当番医制による休日歯科診療の運営費を補助している。		休日急病診療所が開設されて46年経過しており、施設の老朽化に伴い、適切な維持管理が必要である。	今後も、近隣市町との連携により、救急医療体制の維持・充実に努める。引き続き、施設の計画的な維持管理に努める。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
③ 災害時に備えた保健予防の充実	災害発生時に感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理を迅速・的確に対応できるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化に努めます。					<p>災害時の備えについて、4か月児健康診査時に資料を配布し普及啓発に取り組んだ。</p> <p>県と合同で、保健師の派遣要請のための災害時情報伝達訓練を実施した。</p> <p>災害時等の保健活動に迅速に対応するため、保健活動に必要な物品等を点検・補充した。</p> <p>江南保健所とともに地域情報関係資料を更新するとともに、愛知県主催の災害時保健活動等の研修に職員が参加し、災害時保健活動体制整備を推進した。</p>		災害時に備え、保健活動のシミュレーション訓練を繰り返し実施し、継続的に職員の意識の向上を図っていく必要がある。受援時に備え、必要な情報の整理や受診体制を検討していく必要がある。	定期的に、災害時保健活動マニュアルを見直ししていく。職員の訓練や研修等を実施していく。	○
(2) 感染症対策の推進	予防接種の接種率（四種混合、麻しん・風しん混合、BCG）	96.6% (H26)	97.4%	100%	98.0%	【指標数値の分析】 ・予防接種の接種率（四種混合、麻しん・風しん混合、BCG）については、目標値を超え、接種勧奨に力を入れた効果が出ていると考える。			○	
① 感染症予防の啓発	感染症に対して、市民の安全確保や感染予防を図るために平常時から情報収集と迅速な情報提供の体制づくりに努めます。エイズ、結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、引き続き広報紙、ホームページ等で正しい知識の普及を図ります。					<p>感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、保健センター事業での予防啓発とともに広報紙、ホームページ、保健センターだより、ほっと情報メール等を利用し周知した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、ホームページ、ほっと情報メール、Facebook、LINEにより随時情報を配信した。また、公共施設に加え、名古屋鉄道にも協力を仰ぎ、岩倉駅構内にもチラシやポスターを設置し、手洗い、咳エチケットなどの感染予防対策や相談窓口について案内し、周知に努めた。</p>		感染症に対しては、引き続き平常時から情報収集に努める必要がある。新たな感染症等が発生した場合には、適切に対応できるよう努める必要がある。	新たな感染症等が発生した場合も迅速に情報提供できるよう、平常時から情報収集に努めていく。	◎
② 予防接種の充実	予防接種に対する意識向上のため、予防接種の有効性や安全性などについての正しい知識の普及と情報提供に努めます。また、広域による予防接種の充実など接種しやすい体制を整えるとともに、予防接種の費用負担の軽減や新しい予防接種についての対応を検討するなど、予防接種の充実に努めます。					<p>生後2か月頃に予防接種の予診票綴と説明案内を個別通知し、乳幼児健康診査等においては予防接種歴を確認し、未接種者への接種勧奨を行った。</p> <p>二種混合ワクチン接種、日本脳炎予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種（定期）の個別通知及び麻しん・風しん混合予防接種2期末接種者への接種勧奨を行った。</p> <p>妊娠を予定または希望する女性を対象に、風しんの任意接種の助成を行った。</p> <p>65歳以上を対象に、高齢者肺炎球菌の任意接種の助成を行った。</p> <p>風しんの追加的対策として令和2年度は、昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性に抗体検査と予防接種のクーポン券を送付し、感染拡大の防止に努めた。</p> <p>令和2年10月からロタウイルスワクチンが定期接種化され、令和2年8月生まれ以降の児に実施した。</p> <p>65歳以上の高齢者等に対するインフルエンザ予防接種費用無償化事業や、乳幼児から小学2年生及び妊婦に対するインフルエンザ予防接種費用助成事業を実施し、予防接種を受けやすい体制を整備し、合わせてインフルエンザ蔓延の予防を推進した。</p>		風しんの追加的対策は令和3年度までとなっているため、引き続き未受検者に対し周知に努める必要がある。	引き続き、未接種者への接種勧奨を行う。定期接種として検討されている予防接種があるため、情報収集を行い、常に最新の情報を発信していく。	◎
③ 新型インフルエンザ等対策の充実	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練の実施に努めます。					<p>新型コロナウイルス感染症対策本部会議を随時開催し、事業の延期や中止、公共施設の閉館対応等、様々な課題に対し適宜適切に対応した。</p> <p>新型コロナワクチン接種の体制整備を迅速に進めていくために、新型コロナワクチン接種推進本部及び推進チームを設置し、医師会や医療機関と連携しながら準備を進めた。</p>		新型コロナウイルスワクチン接種について、国が示す優先順位に従い、対象者全員に対し、滞りなく実施する必要がある。	新型コロナウイルスワクチン接種について、滞りなく実施するための体制を整備していく。新型インフルエンザ等の対策について、継続的に訓練を実施するとともに、住民接種の体制づくりやマニュアルの作成が必要なため、国や県の動向を見ながら検討していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	長寿介護課					
基本施策	高齢者福祉・介護保険	総合計画書記載ページ	P43-47	氏名		中野 高歳					
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持って充実した毎日を送っています。 ●介護保険制度などの公的なサービスと地域の支え合いによって、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになっています。 	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康や生きがいづくりの推進にあたっては、コロナ禍において施設の休館やイベント等が中止となる状況もあったが、感染予防対策を施し、定員の削減や開催方法を見直すなどして極力開催できるよう努めた。また、高齢者が自主的な地域活動を行うにあたっては、感染予防対策の周知や活動方法を助言するなど安全に活動ができるよう努めた。 ・高齢者を支える体制の充実では、高齢者の見守り体制を強化する等、各種高齢者の福祉サービスの充実に努めた。 ・介護保険事業の充実では、第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の3年目として介護保険サービスの充実に努めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進し迅速なサービス提供につながる体制作りを努めた。また、第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、計画期間中の介護保険料の設定を行った。 <p>在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業では、岩倉のんぼりネットを活用した災害時の情報共有訓練を実施し、高齢者が地域や自宅で安全・安心に暮らし続けられる環境づくりに努めた。</p> <p>介護給付費の適正化を図るとともに市が指定権限を持つ事業所に対して書面による集団指導を実施することで事業所の質の向上と介護保険制度の適切な運営を図ることができた。</p>								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	介護保険サービスなど的高齢者福祉に満足している市民の割合	%	年度 H25	基準値 78.3	H28 80.5	H29 78.5	H30 68.5	R1 -	R2 84.8	R2 70.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 健康・生きがいづくりの推進	老人クラブ会員数	3,456人(H26)	2,710人	2,517人	4,000人	【指標数値の分析】 ・老人クラブの会員数については、年々減少傾向にある。一方、シルバー人材センターの会員数は減少傾向ではあるが、令和2年度については、微増となっている。 ・生活スタイルの変化により様々な働き方や趣味等の活動がなされるなか、会員数の減少が直ちに健康や生きがいづくりに大きな影響を与えるものとは言えないが、高齢者同士の地域コミュニティの重要性を鑑み、魅力ある活動の促進や運営を支援し会員数の増加を図ることは必要である。			○	
	シルバー人材センター登録者数	335人(H26)	281人	300人	400人					
① 高齢者の介護予防・健康づくり支援	「成人の健康づくり」の再掲（P38）									
② 高齢者の生きがいづくりの支援	高齢者の生涯学習活動を支援するため、生涯学習・スポーツ講座等の充実を図ります。また、その活動拠点として、多世代交流センター・老人憩の家の運営に努めるとともに、生涯学習センターやスポーツ施設などの利用促進を図ります。					生涯学習・スポーツ講座として多世代交流センターさくらの家で半期ごとに自主企画講座等を企画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、前期は全て中止とした。後期については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策をしつつ部分的に開催した。		引き続き、高齢者の生きがいづくりのため、生涯学習活動を支援する必要がある。生涯学習センターやスポーツ施設などの利用促進を図るために関係部署との調整が必要である。	引き続き、高齢者の生きがいづくりを支援するとともに、活動拠点となる施設の利用促進を図る。	△
③ 老人クラブなど団体の育成・支援	高齢者の地域社会への貢献活動や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、老人クラブの活動支援や、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めます。					老人クラブ連合会の活動を支援するために補助金を交付したほか、新型コロナウイルス感染症予防策としてチラシ配布や活動方法を助言するなどの支援を行った。敬老事業の一環として、従来より「臨時開館」や「多世代交流ふれあい歩け歩け大会」事業を老人クラブ連合会に委託して実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。介護事業所でのボランティア活動を行う「いきいき介護サポーター事業」を引き続き実施し、令和2年度末で		老人クラブ会員数の減少を抑制するため、会員の募集に向けた取組や、時代に即した魅力ある運営となるよう支援が必要である。高齢者会員相互の助け合いの機運の形成や、友愛訪問等により相互に見守りを行う体制の充実が今後益々必要となる。	引き続き高齢者による自主的な団体の育成や支援に努めていく。老人クラブ連合会にとって節目となる創立50周年記念事業（令和2年度開催予定を1年延期）に対して補助金を交付する等の支援をする。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
④ 就労機会の充実	高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、シルバー人材センターの運営を支援します。また、就労を希望する高齢者に情報を提供するために、ハローワークなど関係機関と連携し、パンフレット等を窓口を設置するなど情報提供に努めます。					25名の登録があった。 岩倉市シルバー人材センターの運営に対して補助金を交付するとともに、広報紙を利用しシルバー人材センターの会員募集を行うなど活動を支援した。		引き続き、運営を支援するために補助金を交付するほか、会員を確保するための活動に対する支援を行う。	○
(2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり	認知症サポーター養成講座受講者数	4,646人(H26)	7,798人	8,069人	8,000人	【指標数値の分析】 ・認知症サポーター養成講座受講者数は、いわくら認知症ケアアドバイザー会による養成講座を継続的に実施し、順調に伸びている。			○
① 高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚	高齢者や認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、いわくら認知症ケアアドバイザー会と連携し、認知症サポーター養成講座等を実施するなど、地域における高齢者や認知症に関する講座の開催など学習機会や、学校などと連携して子どもが高齢者と交流する機会の拡充に努めます。					新型コロナウイルス感染症の影響により当初予定していた認知症に関する講座、勉強会及び映画会等は中止となった。 認知症に対する正しい知識、偏見をなくすための周知啓発活動として、いわくら認知症ケアアドバイザー会が行っている小学校等での認知症サポーター養成講座は5か所で開催した。		引き続き、高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚に努めていく。 認知症勉強会及び声かけ訓練の効果的な手法についても引き続き検討する。 認知症サポーターの活用方法やステップアップ、チームオレンジ等について研究を進める。	○
② 高齢者の地域における交流促進	高齢者のひきこもりを防止し、社会的に孤立させないため、多世代交流センターや老人憩の家などの活用促進、社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン※活動支援など、地域における交流の場の充実に努めます。					さくらの家や南部老人憩の家においては、コロナ禍にあっても高齢者の健康・生きがいづくりのため、感染予防をしたうえで、様々な講座等の開催や風呂の無料開放により、高齢者が集う施設として活用された。 生活支援コーディネーターを、社会福祉協議会に委託し、地域の課題を収集し必要とされるサービス提供体制を構築するとともに、住民主体による活動の実施に向けた支援を行った。 地域における交流の場として、社会福祉協議会の支会ごとのふれあい・いきいきサロン活動に加え、地区での開催として地区ふれあい・いきいきサロン活動を実施した。 サロンの開設運営に係る高齢者交流サロン活動費補助金として、3団体に運営費を交付した。		引き続き、地域における交流の場の充実に努めていくとともに、高齢者の多様な参加方法について検討する。	○
③ 高齢者の権利擁護・虐待防止	高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理等を支援するため、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、虐待を防止するため、広く市民に虐待に関する知識の普及・啓発を行うとともに、ケアマネジャーなどの関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。					成年後見制度や、高齢者の権利擁護の重要性について、広報紙等を通じ周知啓発に努めた。 平成30年7月設置された尾張北部権利擁護支援センターとの連携により、早期に成年後見人の擁立につなげることができている。 広報紙等で虐待の防止についての周知に努めるとともに、虐待通報の事案や困難事例はケース会議を開催し、情報収集と対応方法の検討を行った。虐待通報があった場合は早急に事実確認を行い、ケアマネジャー等との適切な対応ができるように努めた。		引き続き、関係機関等と連携し、虐待の未然防止と早期対応に努めていく。	○
④ 高齢者の生活支援サービスの充実	高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報システム、生活支援型給食サービス、すこやかタクシー料金助成などをニーズに合わせて見直ししながら充実に努めます。					ひとり暮らし高齢者等が安心して日常生活を送ることができるよう緊急通報システムの設置、生活支援型給食サービスの提供に努めた。 生活支援型給食サービスについては、給食の選択制や助成金額の見直しなど、新たな実施方法について検討した。 すこやかタクシー料金助成、救命バトン配布等の事業を実施した。		必要なサービスの提供や制度の周知に努めるとともに、高齢者のニーズに合わせたサービスの見直しが課題である。	○
(3) 高齢者を支える体制の充実	ひとり暮らし高齢者等の実態把握調査実施件数	1,597件(H26)	3,764件	1,002件	2,500件	【指標数値の分析】 ・ひとり暮らし高齢者等の実態把握調査実施件数及び見守りをするひとり暮らし高齢者等の数については、高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者の数も増加傾向にあるものの、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から調査実施を見合わせたこともあり、実施件数は減少した。ひとり暮らし高齢者の数が増えるにつれて、地域での見守り体制の充実に努めることは必要である。			○
	見守りをするひとり暮らし高齢者等の数	584世帯(H26)	654世帯	669世帯	700世帯				

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
① 地域包括支援センターの体制強化	高齢者の総合的な相談・支援を担う地域包括支援センターについては、2か所目となる地域包括支援センターを新たに設置し、一層の体制・機能強化を図ります。また、介護保険サービスにとどまらない様々な支援を行うため、地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議等により保健・医療・福祉・介護など関係者の連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。					保健・医療・福祉・介護などの担当者による地域ケア会議を開催し、支援の困難なケースについて検討し、多職種の連携を図った。		保健・医療・福祉・介護などの連携により、高齢者の支援を強化することで、ネットワークの充実に努めることが課題。	地域包括支援センターや地域の関係者等との情報共有などにより、連携の強化に努める。	○
② 地域における見守り・支援体制づくり	高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。また、支援が必要な高齢者の情報が、市や地域包括支援センターなどの関係機関へ迅速に伝わるシステムを構築します。					地域包括支援センターによる実態把握では、ひとり暮らし認定のある高齢者や高齢者世帯を対象に高齢者の状況把握と在宅支援に努めた。 民生委員や生活支援型給食サービス、緊急通報システムによる見守りや、見守りに協力が得られる事業所と高齢者地域見守り協力に関する協定を締結し、高齢者の見守りを実施した。 令和元年10月より行方不明になる可能性のある認知症高齢者等に対し岩倉市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業と同時に個人賠償責任保険の加入を促し、見守り体制の連携強化を行った。 令和2年度より生活支援型給食サービスの配食時に不在であった利用者について、その安否の確認を業者委託により行った。		岩倉団地見守り隊など見守り活動の進んでいる地区にない、他の地区への働きかけや市内全体での見守り活動を促進していくことが課題である。	地域における見守り・支援体制づくりは、地域性を考慮しながら、進めていく。	○
(4) 介護保険事業の充実	地域密着型サービス事業所数	6事業所(H26)	12事業所	12事業所	9事業所	【指標数値の分析】 ・地域密着型サービス事業所数については、現状の事業所数で概ね充足している。			○	
① 介護サービスの充実	必要な時に必要な介護サービスが受けられるよう、介護サービスの利用者の意向や動向の把握に努め、地域密着型サービスなど介護サービスの充実を図ります。また、介護保険制度の改正による新たなサービスや事業に関して、調査・研究を行い、適切なサービス等の提供に努めます。					第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の3年目として介護保険サービスの充実を努めた。 介護予防・日常生活支援総合事業では、地域包括支援センターと連携し基本チェックリストを活用することで介護サービスを必要とする人に必要な介護サービスを迅速に提供できるよう努めた。 地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムを充実させるため、第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定した。 在宅医療・介護連携推進事業では岩倉のんぼりネットを活用した災害時の情報共有訓練を行い、医療機関、介護サービス事業所及び地域包括支援センターが、災害時における連携を確認した。また、将来意思表示が出来なくなったときに備え、事前に介護などの計画を立てることを目的としたACPの普及・啓発を図るためワーキンググループを立ち上げた。 生活支援体制整備事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、サロンに集うことが難しい状況であったため、ICTを活用したオンラインサロンの試行を行うなど、実際に会えなくても交流できる方法を研究した。		介護予防・日常生活支援総合事業では指定事業所による介護予防相当サービスだけでなく、基準緩和型サービスの普及に努める必要がある。 在宅医療・介護連携推進事業では、岩倉のんぼりネットの更なる利用促進が必要。 生活支援体制整備事業ではサロン活動だけでなく、地域ケア会議との連携を密にして市の施策に反映できるような住民ニーズの把握に努める必要がある。	第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、市内の介護保険事業者と連携し、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図る。 在宅医療・介護連携推進事業では、岩倉市医師会と連携し、市民に向けたACPなどの普及啓発を行う。 生活支援体制整備事業では、より細かく市民のニーズを把握しサービスの充実に努める。	○
② 介護保険財政の健全な運営	介護保険制度の安定的な運営を確保するため、ケアプランの点検などの介護給付適正化事業に取り組みます。また、介護保険事業計画の定期的な見直しによる適正な介護保険料の設定や高齢者保健福祉計画等推進委員会による計画の進行管理を行い、介護保険財政の健全化に努めます。					第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき介護保険制度の安定的な運営に努めた。また、高齢者保健福祉計画等推進委員会を6回開催し、計画の進行管理及び第8期計画を策定した。なお、第8期計画の策定に伴い、介護保険料を新たに設定した。 介護給付適正化事業主要5項目（1）認定調査状況チェック（2）ケアプランの点検（3）住宅改修等の点検（4）医療情報との突合・縦覧点検（5）介護給付費通知を実施し、介護保険財政の適正化を図った。		ケアプランの点検を実施するにあたり、担当職員の質の向上と、愛知県国民健康保険団体連合会からの情報を活用した対象ケアプランの選定方法を研究していく必要がある。	愛知県国民健康保険団体連合会が実施する研修に参加するだけでなく、近隣市町の適正化事業の実施状況・実施方法について情報を収集し研究する。	○
③ 介護保険制度の周知と相談体制の充実	介護保険制度についての理解を促進するために、新しい被保険者などを対象に幅広く制度の周知を行い、介護サービスが適切に利用されるように努めます。また、市や地域包括支援センターにおいて高齢者の様々な相談に対応するとともに、家族介護者への支援が行えるように体制の充実に努めます。					主に65歳になる人を対象に介護保険制度を知ってもらう機会として、介護保険制度説明会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止とし、代わりにホームページ上で資料を公開した。これにより複雑かつ制度改正の多い介護保険制度の周知と理解の促進を図ることができた。 市内2か所に設置した地域包括支援センターの運営		介護保険制度が複雑で更に制度改正が頻繁に行われていることから、介護保険制度に関する説明会の開催は益々重要度を増している。しかし、参加者が少ないため効果が得られにくいことから、開催時期や開催場所、周知方法等についてさらに工夫が必要である。	団塊の世代が後期高齢者となる2025年及び団塊ジュニアが高齢者となる2040年に向けて、今後高齢者及び要支援・要介護認定者が増えることが予想されている。そのため、	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
						を社会福祉協議会に委託し、高齢者に対する総合的な相談体制の確保と充実を図り、きめ細やかな相談体制を構築したことで、高齢者及びその家族が抱える様々な問題解決に寄与することができた。	高齢者数等の増加に伴い、相談件数や相談内容に関しても複雑かつ困難なケースが増えている。	地域包括支援センターによる相談体制の充実は今後益々重要性を増すことから、相談体制等を確保するため地域包括支援センターの適切な運営に努める。	
④ 介護サービス事業所の質の向上	介護サービス事業所の質の向上を図るため、指導監督権限を有する市が地域密着型サービス事業所の指導、監査を行います。また、介護サービス事業所の第三者機関による外部評価結果の活用や介護相談員の派遣事業を行います。				令和2年度は、市内の地域密着型サービス事業所に対し、集団指導会を書面で実施し、介護保険制度の改正における留意点などの周知を図った。これにより、介護サービス事業所の質の向上を図ることができた。 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所への実地指導と介護相談員の派遣事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止とした。		平成30年度から居宅介護支援事業所の指導・監督権限が市に移譲され、これまでの地域密着型サービス事業所を含めると大幅に指導・監督が必要となる事業所数が増えたことから、計画的に実地指導等を行っていく必要がある。 また、指導・監督を行う職員のスキルアップが必要である。 第三者機関による外部評価結果の活用について検討が必要である。	介護サービス事業所の質の向上のため、引き続き事業所への集団指導や実地指導を行うとともに、事業者が実施している第三者機関による外部評価結果を活用するなど、介護サービス事業所の質の向上に向けた取組に関する検討を進める。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	子育て支援課					
基本施策	2 子育て・子育て支援	総合計画書記載ページ	P48-52	氏名		西井上 剛					
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や子育てに関わる機関が連携し、子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに育つまちになっています。 ●すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動しています。 	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービス等の充実では、コロナ禍においても、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら公立保育園及び私立の保育園・認定こども園や放課後児童クラブにおける日常の保育、さらに保育園送迎ステーション、一時保育、病児・病後児保育を引き続き実施した。 平成28年度より岩倉南小学校放課後児童クラブと岩倉東小学校放課後児童クラブを学校内で実施し、平成30年度より五条川小学校放課後児童クラブにて6年生まで受け入れ、学校敷地内で実施した。令和2年度は、岩倉北小学校の放課後児童クラブの学校敷地内での実施に向けた、屋内運動場等複合施設の建設事業において、令和元年度の基本設計に引き続き、実施設計を行った。 ・家庭への支援では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭を支援するため、臨時・特別の措置として給付金を支給した。 								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
			年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
	幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合	%	H25	24.0	39.2	37.5	30.8	-	-	40.0	・市民意向調査、市民アンケートによる
	子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合	%	H25	74.3	83.1	82.6	77.7	-	91.8	77.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 保育サービス等の充実	3歳未満児保育の受入児童数	197人(H26)	343人	345人	280人	【指標数値の分析】 ・3歳未満児保育の受入児童数については年々増加させ、3歳未満児の保育ニーズに対応している。 ・保育園の耐震化については実施済み。			◎	
	保育園の耐震化率	100.0%(H26)	100.0%	100.0%	100.0%					
① 保育サービスの充実	要望の高い0歳児保育の定員拡大を図るための小規模保育事業所の開設や、保護者の利便性を高めるための保育園送迎ステーションなど、新たな事業に取り組むとともに、一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの充実に、引き続き努めます。また、公立保育園と私立の保育園・認定こども園における、保育の適切な利用調整の実施や交流を推進します。					コロナ禍においても、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら公立保育園及び私立の保育園・認定こども園における日常の保育、さらに保育園送迎ステーション、一時保育、病児・病後児保育を引き続き実施した。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため公立保育園と私立認定こども園の園児交流は行わなかった。		コロナ禍における保育の質の維持向上のための公立と私立の情報交換や交流の方法について検討していく。	依然として高い状況にある3歳未満児の保育ニーズに対応するため、私立保育園の定員拡大に対して補助していく。	◎
② 保育施設の充実	保育環境の向上のための幼児室への空調機の増設や、老朽化している施設について、計画的な改修に努めます。					令和2年度は、下寺保育園のトイレ改修及び北部保育園の空調設備改修を行った。		保育園の複合化や統廃合を踏まえた更新を具体的に進めるにあたり、保護者や保育関係者をはじめ広く市民の意見を聞き取る手法について検討する必要がある。	現在の施設の維持補修を適切に行いながら、公共施設再配置計画に沿って施設の更新を行っていく。	◎
③ 放課後児童健全育成の充実	子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、小学校6年生までの受入れを、順次、可能な学年から進めるとともに、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との連携の研究に取り組みます。					コロナ禍においても、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら放課後児童クラブにおける日常の保育を実施した。 岩倉南小学校、岩倉東小学校、五条川小学校において放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体での運営を土曜日に実施した。 岩倉北小学校放課後児童クラブの令和4年4月の開設に向け、屋内運動場等複合施設の実施設計を行った。		岩倉北小学校放課後児童クラブに続き、曾野小学校放課後児童クラブの開設が整備される間の小学6年生までの受け入れについて、方法、場所等を含め検討していく。 土曜日以外の放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携や一体的な運用について引き続き検討を行う必要がある。	岩倉北小学校屋内運動場等複合施設について、令和4年4月の開設に向けて、工事を行っていくと同時に曾野小学校の放課後児童クラブの整備に向けて準備を進めていく。	◎
(2) 地域の子育て支援体制の充実	子育て支援施設利用者数	10,036人(H26)	9,515人	5,019人	13,000人	【指標数値の分析】 ・子育て支援施設利用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月、5月を休館とし、6月以降の開館後も利用人数を制限したことにより減少した。 ・ファミリー・サポート・センター会員数は、新たに依頼会員となる人が少なかったため減少した。			○	
	ファミリー・サポート・センター会員数	299人(H26)	398人	393人	330人					

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
① 子育て支援拠点施設の充実	乳幼児を子育て中の親子の交流や育児支援の場として設置している子育て支援センターや、多世代交流センターさくらの家、生涯学習センターの子どもルーム、認定こども園などの子育て支援施設が連携し、地域の親子の居場所づくりを進めます。					子育て支援センターでは、緊急事態宣言により4月、5月は休館となったが、6月以降には空気清浄機等の備品を設置し、また、時間を区分して予約制とし、消毒を行って適切な感染症対策をとることによって、にこにこフロアや、ひよこ広場を再開し、地域の親子の居場所や子育て中の親子の交流や育児支援の場を提供した。		特になし。	コロナ禍においても、地域の親子の居場所や子育て中の親子の交流や育児支援の場を提供するため、適切に対策を行いながら事業を実施していく。	◎
② 相談支援体制の充実	保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、保健センターや保育園、幼稚園、児童館、子育て支援施設などが連携して、気軽に相談できる体制づくりと子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。また、利用者支援事業の実施により、適切な保育サービスの情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携に努めます。					子育て支援センターでは、引き続き利用者支援員を2名配置して、育児相談や子育て支援に関する情報提供、関係機関との連携を行っており、さらに定期的に栄養士・保健師も相談に当たった。また、緊急事態宣言による閉鎖期間中においても電話による育児相談は実施して相談事業を継続した。 保育園、児童館においても引き続き児童の送迎時等に保護者からの相談に対応し、特に児童館では「なないろそらだんしつ」を設置して相談しやすい環境づくりを行った。		子育て支援センターや保育園、児童館等の施設での相談支援体制は充実しているが、施設に出かけてこない子育て世帯に対しても情報が届き、相談できるような支援を検討する必要がある。	引き続き、保護者からの相談に適切に対応するため職員の知識や技術の向上を図っていくとともに、事業の周知に努める。	○
③ 地域ぐるみの子育て支援体制づくり	地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、各種行事などを通じて地域の人たちが子どもたちと関わりを持てるような機会づくりに努めます。ファミリー・サポート・センターの会員拡大や、子育てサークル、子育てボランティアの育成など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。					ファミリー・サポート・センター事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大、緊急事態宣言の発令により例年行っていた会員交流会や公共施設やイベントでの事業周知や会員の勧誘を中止とした。 子育て支援センターでは、引き続き子育てサークルの自主的な活動の支援を行った。 児童館では、児童館母親クラブやボランティアとの行事は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となってしまったが、児童館職員が中心となって感染拡大防止の対策を取りながら活動を続け地域の子育て世代の交流を支援した。		コロナ禍におけるファミリー・サポート・センター事業の周知や会員交流の手法について検討する必要がある。	引き続き、子育て情報やファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、地域全体で子育てを進めていく意識を醸成していく。	○
(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり	児童館利用者数(7館平均)	1,986人(H26)	1,220人	619人	2,000人	【指標数値の分析】 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月から5月末まで休館となった。また、開館した後も利用制限はあったため、利用者数が伸び悩んだ。			○	
① 子どもに関わる行動計画の推進	子ども行動計画に基づき、子どものための居場所づくりや施設の活用など、具体的な施策を推進します。					子ども行動計画に基づく子どもの居場所づくりの推進のために例年行ってきた岩倉総合高等学校との連携事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となった。また、子どもの社会参加の意識の向上を促すために実施している岩倉子どものまち事業の「にこにこシティ いわくら」についても同じ理由で中止となった。 児童館の全館合同で行う行事は実施できなかったが、各児童館では、子どもの意見を取り入れた「こどものき・も・ち企画行事」や子どもが企画・運営を行う特別行事を実施した。		中学生及び高校生の居場所づくりとしての児童館や地域交流センターの活用について、引き続き検討する必要がある。	子ども行動計画に基づき、事業を実施していく。 児童館や地域交流センターの活用について検討していく。	○
② 子どもを育む活動の支援体制づくり	子ども会活動やボランティア活動などをはじめとして、子どもたちが自主的に地域社会に参画できる仕組みをつくるよう努めます。					児童館職員が事務局となり、地域の子ども会活動、岩倉市子ども会連絡協議会の運営、市との連携等支援に努めた。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、岩倉市子ども会連絡協議会、単位子ども会ともに中止となった行事が多かった。また、児童館との距離があり、比較的利用頻度の低い地域の単位子ども会と連携で行う移動児童館についても、同じ理由で中止となった。		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となった行事が多い中、集まって行うことを基本としないで実施できる行事の実施方法についても検討していく必要がある。	子ども会育成者の人材確保とともに行事の実施、運営方法を研究していく。また、子ども会の役割について子どもや保護者からの期待に応えられる活動を研究していく。	○
③ 児童館活動・施設の充実	遊びを通じて子どもたちに様々な体験を与える活動を行うとともに、多世代交流など地域の人たちとの関わりを深め、児童館の身近な地域の施設としての役割を充実します。特に、中高生の居場所としての活用が図れるように検討を進めます。					老人クラブや母親クラブと連携して行う予定だった行事が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となったが、多世代交流センターさくらの家、南部老人憩の家の両施設の利用者に対して、子どもたちから手紙を送ったことにより関わりを深めた。 毎年恒例となっていた岩倉総合高等学校との連携行事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となった。		コロナ禍で外出することが難しくなった中で、子育て世代の保護者にとって地域にある施設の価値を再認識する機会となった。これを受けて、改めて地域の居場所づくりとしての充実を図っていく必要がある。	未就園児の親子の居場所づくり、保護者同士の交流のきっかけづくりとなるよう「じどうかん おやこひろば」を新たに企画し、職員も関わりを持ちながら進めていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
						全館合同行事の実施が困難だったが、反面それぞれの館に費やす時間をかけることができたので、感染症対策等の工夫をした上で、例年以上に単独館での行事を充実させることができた。				
④ 児童遊園の利活用の促進	地域の児童遊園を子どもたちの身近な遊び場として有効活用を図るとともに、その管理については、地域と連携し、清掃等の環境整備に努めます。					児童遊園を定期的・随時に巡回しながら、適切な施設の維持管理に努めた。 便所清掃については、地元区や社会福祉法人への委託により実施するとともに、日常的な維持管理は地元区で行っている。		子どもが外で遊ぶことが少なくなっている中で、貴重な身近な遊び場として利用されるよう維持管理に努めながら周知をする必要がある。	引き続き、地域と連携しながら、適切な維持管理に努めていく。	◎
(4) 家庭への支援	子育て支援講習会受講者数	844人(H26)	527人	219人	900人	【指標数値の分析】 ・子育て支援講習会受講者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため多くの講習が中止となったため減少した。 ・ひとり親家庭年間相談件数は、前年度から11件増加した。基準年からの相談件数の減少については、18歳未満人口の減少によりひとり親家庭の総数が減少していることによるものと推測される。			◎	
	ひとり親家庭年間相談件数	265件(H26)	185件	196件	320件					
① 家庭の育児力・教育力の向上	夫婦が共に育児に関わるように、保健センターや子育て支援センターなどにおいて、夫婦で参加できるセミナーや育児体験発表会、親子教室など家庭の教育力を高めるための情報交換や学習の機会拡充を図るとともに、子育て・親育ち事業の推進等により、妊娠や育児、親の役割などの知識の普及に努めていきます。					子育て支援センターにおいて実施している子育て支援講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため多くが中止となった。一方で、ここにこフロア一だよりを始めとする子育て支援センターが発信する情報をホームページに掲載し、家庭の育児力・教育力の向上を図った。 子育て親育ち講座においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため多くが中止となったが、名古屋芸術大学との連携講座やセントラル愛知交響楽団のマタニティ&キッズコンサート等は感染症対策を行いながら開催し、妊娠期から子育て中の世代へ子育てに関する情報や知識を普及することが出来た。		子育て支援講習会や子育て親育ち講座等の講習会や講座の形式での事業の実施は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、対策を行いながらも開催は難しく回数や参加人数を制限せざるを得ない状況にあり、それに代わる情報提供や知識等を普及させる手法を検討する必要がある。	コロナ禍においても、家庭の育児力・教育力の向上を図るため、適切に対策を行いながら講習会等を実施していく。また、情報紙「いむくら子育てスポット」をA3版であったものをA4の三つ折り版へリニューアルし、より携帯しやすくして情報提供の強化を図る。	◎
② 児童虐待の未然防止・早期発見	家庭児童相談室と学校、保育園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生子防に努めます。また、民生委員・児童委員の協力で実施している赤ちゃん訪問事業を推進し、地域ぐるみの見守りを強化します。					市内の全小中学校、保育園、幼稚園を回り関係機関との情報共有など連携を図り、児童虐待の防止・早期発見に取り組んだ。 赤ちゃん訪問として生後4か月までの乳児の全戸訪問を民生委員・児童委員で実施し、育児相談や虐待の有無の確認を実施している。コロナ禍のため、直接の面会は控え、電話での確認を主体としているが、訪問時には子育て情報誌を配布し、乳幼児を育てている親子の交流ができる事業等の情報を提供し、地域の見守りによる育児家庭の孤立化の防止と育児への負担軽減を図り、児童虐待の未然防止・早期発見につながっている。		コロナ禍のため民生委員・児童委員による電話での聞き取りを行っているため、連絡を取ること自体が困難となっている事例もある。 里帰り出産などで訪問しても会えない家庭や訪問してもコミュニケーションをとることが難しい外国人家庭など、赤ちゃん訪問事業の目的が達成しにくい場合がある。	関係機関との連携を深め、協力して支援をしていく。 民生委員児童委員と連携しながら赤ちゃん訪問事業を継続していく。	○
③ ひとり親家庭の支援の充実	父子家庭を含むひとり親家庭の自立の促進を図るため、就労相談や貸付制度の紹介などの相談・情報提供体制を強化するとともに、日常生活支援事業を通して、きめの細かい支援を実施します。					ひとり親家庭の自立促進を図るため、母子・父子自立支援員を配置し、窓口での相談やパンフレット等を使用して就労相談や貸付制度の紹介などを行った。特に支援の必要がある家庭に対しては、福祉課や学校教育課、社会福祉協議会と連携し、児童扶養手当や支援制度の申請を促した。 社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会主催のひとり親家庭等就職活動セミナーが岩倉市で開催されたため、セミナー参加への周知に努めた。 母子・父子自立支援員は他機関が主催する研修に参加する等、相談業務に必要な知識の習得に努めた。 支援が必要となったひとり親家庭に日常生活支援事業として家庭生活支援員の派遣を委託し、家事援助を行った。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭を支援するため、臨時・特別の措置として給付金を支給した。		ひとり親家庭の生活様式の多様化や取り巻く環境の複雑化、外国籍の家庭の増加等により、一律の支援ではなく、きめ細やかな支援を行っていく必要がある。また、今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経済的に困窮するひとり親家庭が多くなることも予想されるため、支援が必要となる。	引き続き、ひとり親家庭の個別の事情にあわせてきめ細やかな支援を実施していく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	福祉課					
基本施策	3 障害者（児）福祉	総合計画書記載ページ	P53-56		氏名	石川 文子					
施策がめざす将来の姿	●障害のある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、安心して生活しています。	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・障害者への地域生活支援では、障がいのある子どもの支援方法の情報をまとめた「岩倉市サポートブック」を活用し、障害福祉サービスにおける情報提供や関係機関の連携強化を行った。 平成30年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び児童福祉法改正により新しいサービスが増え、住み慣れた地域での居住支援となるグループホームが令和2年度時点で市内に4カ所になった。 判断能力が不十分な人であっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、平成30年7月、2市2町（岩倉市、小牧市、大口町、扶桑町）共同による尾張北部権利擁護支援センターが開所し、後見人制度に繋がっている。また、令和2年度、3年度の2か年計画で成年後見制度利用促進計画の策定を進めている。 「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定した。 ・障害者の社会参加促進では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、市内のB型事業所等に工賃助成を行った。 ・障害者に対する理解促進とボランティア活動の充実では、人権研修会及び自立支援協議会主催の研修会で、その都度テーマを取り上げ、障がい者への合理的配慮への理解促進や障がい者が地域で自立した生活を送ることが出来るよう図られてきたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止になった。								
	●障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で暮らしています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値			現状値			目標値	算出根拠	
	生活・自立支援など障害者（児）福祉に満足している市民の割合	%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	・市民意向調査、市民アンケートによる
			H25	76.8	85.2	83.0	79.3	-	-	80.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 障害者への地域生活支援	グループホームの入所者数	13人(H26)	15人	26人	16人	【指標数値の分析】 令和2年度に新しいグループホームが設置（グループホームゆめゆめ3人が利用。グループホームメルシーわん3人が利用。）されたこともあり、増加している。既存のグループホームはグループホームさくら10人とグループホームすずい10人が利用。			○
① 相談支援体制の充実	身体・知的・精神それぞれの障害の相談に対応できるように、相談支援事業所や基幹相談支援センターの設置などによる相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。	サービス等利用計画書の作成については、市内3か所の計画相談支援事業所と連携して行った。 地域自立支援協議会において困難事例の課題、解決策などについて協議を行い、障害福祉サービス事業所をはじめ関係機関と連携して支援した。 相談支援体制充実のため実施している障がい者相談員については、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加や相談実人数の増加が今後も見込まれるため、令和2年度から1名増員して3人体制に強化した。専門職の会計年度任用職員を設置していることで、増加傾向である精神障がい者への対応を行うことができています。 2市2町により設置した尾張北部権利擁護支援センターと連携し、判断能力が不十分な障がい者への成年後見制度を含めた支援ができるようになった。 精神障がい者の増加や8050問題や引きこもりなど長期化する困難事例に対応する基幹相談支援センターの設置に向けて事業所や関係課と調整し、準備を進めた。		令和5年度に開始予定の基幹相談支援センターの機能確保と運営について明確にする必要がある。具体的には、令和4年度上半期に基幹相談支援センター事業所の施設整備、同年下半年期には一般相談事業所への委託を行い、基幹相談支援センター設置の準備を段階的に行っていく必要がある。	引き続き、市内事業所に働きかけを行いながら、相談支援業務の機能確保と運営について検討していく。	○			
② 福祉サービスの充実と関係者の連携	障害者が安心して地域での生活を送ることができるよう、障害者計画等の見直しを行い、障害福祉サービスの充実を図ります。また、教育関係者、保健関係者、サ	岩倉市サポートブックを活用し、適切な障害福祉サービスの提供や関係機関の連携強化を図った。外からは分から		困難事例に対応できるよう人材育成を図り、保健所、病院、社会福祉協議会など関	「地域生活支援拠点」、 「児童発達支援センタ	○			

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
	ービス提供事業者、障害者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障害者の支援を充実します。					<p>なくても援助が必要な方について、県と連携し、ヘルプマークを周知することで支援の充実を図った。医療的ケア児に対して県や江南保健所、保健センターと連携を図りながら協議の場やコーディネーターを設置した。</p> <p>岩倉市障害者計画推進委員会で作された意見を反映させながら、第5期障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の推進を行った。また、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定した。</p> <p>平成30年4月の障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法改正により、新しいサービスが増えおり、市内に事業所も増えてきている。</p> <p>地域自立支援協議会の中で基幹相談支援センターの設置について協議した。</p>		係機関とのネットワークづくりが必要である。 国指針による「地域生活支援拠点」、「児童発達支援センター」を令和5年度までに整備することが基本とされている。	ー」の整備の検討が必要なため、市内の事業所に働きかけを行っていく。	
(2) 障害者の社会参加促進	障害者のスポーツ・文化行事への参加者数	651人(H26)	481人	0人	700人	【指標数値の分析】 ・対象はスポーツフェスティバル、夢コンサート、おもちゃ図書館だがいずれも新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。			○	
① 就労の支援	ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障害者雇用に対する理解促進に努めます。					<p>障害者就業・生活支援センター等と連携した相談支援により、一般就労を希望する障がい者への就労移行支援や、一般の事業所で働くことが困難な人には、市内の就労継続支援事業所（A型・B型）、生活介護事業所といった本人に適した仕事の場所を紹介する支援を行った。</p> <p>障がい者雇用に対する働く場の充実を図るため、商工会通信への記事掲載について商工会に働きかけ、事業者に通知した。</p> <p>ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労の相談支援の強化が図られた。</p> <p>国の支援もあり、企業の障がい者への理解が深まり、就労移行支援や就労定着支援を実施して障がい者の一般就労が継続されている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の一環として、市内の就労継続支援B型事業所や生活介護事業所に対して、利用者の工賃を補助する目的で助成を行った。</p>		引き続き、障がい者雇用に対する働く場の充実を図り、障がい者の社会参加を進めていく必要がある。	関係機関へ働きかけ、障がい者雇用を含めた社会参加のあり方に対する理解・啓発を進める。	○
② スポーツ・文化活動等への参加促進	障害者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会による社会参加事業の企画運営や障害者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めます。					<p>社会福祉協議会が主催するスポーツフェスティバルや障がい者スポーツ教室への協力、PRのほか、愛知県障がい者スポーツ大会などへの参加を支援したが新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施されなかった。</p> <p>また、スポーツや文化活動に手話通訳や要約筆記を設置し、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境の整備を図った。</p> <p>社会福祉協議会による社会参加事業の企画運営や障がい者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めた。</p> <p>岩倉市文化祭に障がい者が作成した作品を展示した。障がいのある方の芸術活動に取り組み、多くの市民の方に見て頂ける発表の機会を確保できた。</p>		引き続き、スポーツや文化活動等、障がい者が社会参加しやすい事業の充実を図りながら、社会参加事業への情報提供の方法も検討する必要がある。	社会福祉協議会や障がい者団体との連携を図り、参加への促進に努める。 市内事業所への働きかけも行っていく。 特別支援学校との連携により障がい者の社会参加に努める。	○
③ 人にやさしい移動環境の整備	「交通対策」の再掲 (P134)									
(3) 障害者に対する理解促進とボランティア活動の充実	障害者支援に関するボランティア登録者数	92人(H26)	96人	99人	120人	【指標数値の分析】 ・新規入会者と退会者の数が同等程度のため、数名の増減はあるが横ばいとなっている。			○	
① 福祉教育の充実	「地域福祉」の再掲 (P59)									
② 地域での障害者に対する理解促進	障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の行事に障害者も共に参加する機会づくりを通して、地域住民の障害者への理解を促進します。					<p>市制49周年記念式典にて手話通訳や要約筆記を設置し、聴覚障がい者の社会参加（情報保障）と地域住民の障がいに対する理解促進に努めた。手話通訳者を設置したことで、聴覚障がい者の社会参加の場が増えてきた。</p> <p>広く市民に障がい者への理解を深めてもらう為に、広報</p>		引き続き、人権研修会や地域自立支援協議会研修会を通し障がい者への理解を深め、障がいのある人が行事などに参加しやすい環境づくりを検討する必要がある。	障がいのある人が市行事、地域の行事等に参加しやすい環境づくりを進めていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
						紙へ手話に関する記事を毎月掲載している。 令和2年度は職員及び一般市民に向けた手話講座を開催し、地域住民の障がいのある人への理解を促進した。 広報紙へ障害者週間(毎年12月3日～9日までの期間)について掲載した。また、市民ふれ愛まつりの福祉フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になった。 障がい者理解促進強化のために地域自立支援協議会の研修会を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になった。				
③ 障害者の権利擁護・虐待防止	障害者の権利や財産を守るため、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、障害者への虐待を防止するため、家族のストレス緩和のための支援の充実を図るとともに、障害者に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。					障がい者の尊厳を守るため、広報紙のほか、地域自立支援協議会運営会議で障害福祉サービス事業所に対し、虐待防止について周知するなどの啓発を行った。相談者からの相談においても医療機関との連携が図られた。 障害者差別解消法について市ホームページに掲載し広く周知を図った。 また、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員向け対応要領の研修会を行った。障害者差別解消法についてマニュアルを作成し、毎年新規採用職員に対し研修を実施している。 判断能力が不十分な人であっても安心して暮らし続ける地域づくりを目指して、専門職員による相談や後見受任ができる権利擁護支援に特化した専門機関である尾張北部権利擁護支援センターを設置し、尾張北部権利擁護支援センターや関係機関との連携が図られ、障がい者の権利擁護の支援の充実が図られた。 2市2町で講演会や研修会を開催し、周知・啓発を行った。		虐待の防止、早期発見、対応のため、関係機関と連携していくネットワーク構築について検討する必要がある。 成年後見制度について尾張北部権利擁護支援センターと連携を図り市民や事業所へ周知・啓発を引き続き行っていく必要がある。	関係機関との連携により権利擁護、虐待対応のネットワーク整備を強化していく。 令和3年度に2市2町の成年後見制度利用促進計画を策定し、権利擁護を必要とする人への支援体制を整えていく。	○
④ ボランティア活動の充実	障害者の日常生活や社会参加への支援が身近に行われるよう、社会福祉協議会と連携して、手話や要約筆記の講座などを通し、障害者を支援するボランティアの育成に取り組みます。また、支援が必要な障害者とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。					社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座への協力、音訳サークル・点字サークルとの意見交換を実施し、障がい者支援の充実、ボランティアの育成、活動支援ができた。		引き続き、支援が必要な障がい者とボランティアをコーディネートする機能の充実を図る取組を検討する必要がある。 また、災害時における手話や要約筆記のボランティア機能充実が図られる取組みが必要である。	社会福祉協議会と連携して、障がい者を支援するボランティアの育成に取り組む。	○
(4) 障害児支援の充実									◎	
① 子どもの障害の早期発見と早期対応	乳幼児健康診査などを通して乳幼児の障害の早期発見に努めます。また、早期対応を図るため、専門機関等と連携しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、あゆみの家を中心とした療育体制の充実を図ります。					乳幼児健康診査の会場へあゆみの家の職員が出向き、プレあゆみ教室やなかよしあゆみ教室の案内を行い、子どもの発達が気になる保護者に対して、相談や支援の機会の周知を行った。 あゆみの家を中心となって、保護者への支援や関係する施設の職員へ支援を行うとともに、あゆみ教室の保育士と保健センターの保健師、作業療法士が健康診査や療育等の場を共有する体制をとり、それぞれの専門的視点から支援方法を検討し評価することで、よりよい支援につなげた。		0歳児から2歳児の保育の受入を拡大したことにより、療育支援を受けることなく保育園へ入園し、加配対応となるケースが増加しており、保護者への療育支援を受けることの勧奨と障がいへの理解を深める支援が必要である。	障がいの早期発見と療育につなげられるよう専門機関や関係部署と連携し支援を強化していく。	◎
② 継続した相談支援体制の確立	障害のある子どもと親が、その障害の程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、サポートブックの活用など保育園や学校等の関係機関との連携を密にした相談支援体制の強化に努めます。					あゆみの家を卒園した後も次の就園先の施設の支援者と連携を取り継続した支援を行った。また、保育園の入園や小学校入学、児童クラブ利用にあたり、関係者に必要な情報提供を行うとともにサポートブックを活用して、関係施設間で継続的な支援を円滑に進めた。		保育園、認定こども園、小学校だけでなく、幼稚園や他の子育てに関係する施設の職員へ、より障がいについての理解を深められる機会を作ることが必要である。	引き続き関係する施設の職員に対し、情報提供等を行い、障がいへの理解を深めるとともに、関係機関、事業所との連携を深め、切れ目のない支援体制を構築していく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	福祉課					
基本施策	4 地域福祉	総合計画書記載ページ	P57-60		氏名	石川 文子					
施策がめざす将来の姿	●住民同士のつながりが深まり、互いに支え合い、困った時には助け合えるようなまちになっています。	基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・地域福祉計画の推進及び次期計画の策定では、地域福祉計画を推進するなかで、福祉意識の醸成や地域福祉活動に努め、安心して生活できる環境づくりが図られている。 また、第2期岩倉市地域福祉計画においては、小学校区を単位に地域のつながりの強化を目指している。 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備に向けて、庁内外の関係機関と協議を進めている。 ・安心して地域で生活できる環境づくりでは、避難行動要支援者名簿を更新し、災害時の支援体制づくりに努めた。								
目標値	基本成果指標		単位	基準値	現状値		目標値	算出根拠			
	市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合	%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	・市民意向調査、市民アンケートによる
	ひとり暮らしや心身に障害がある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合	%	H25	78.8	84.8	84.3	81.0	-	-	80.0	
			H26	48.2	50.3	48.2	-	-	51.8	60.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
（1）地域福祉計画の推進及び次期計画の策定	地域福祉計画策定	H24 第1期策定済 (H26)	第2期策定済	第2期策定済	第2期策定済	【指標数値の分析】 第3期計画（令和5年度～9年度）の策定に令和3年度から着手する。			○
① 地域福祉計画の推進及び次期計画の策定	地域福祉を総合的に推進するため、市民や地域福祉に関わる専門職、ボランティア団体、社会福祉協議会と協働し連携して、地域福祉計画の具体的な施策を推進します。また、多様化・個別化した地域福祉課題に対応するため、次期計画では地域性を考慮した計画作りを目指します。					第2期計画では、小学校区ごとに地域課題を抽出し、それを解決していくための具体的な活動を住民活動計画とし推進している。令和2年度はいわくら福祉市民会議参加者にコロナ禍での課題のアンケートを実施し、市民会議を小学校区ごとに1回開催した。 また、いわくらあんしんねっとの推進において、福祉関連の事業者や専門職を対象に顔の見える連携交流アンケートを実施した。 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備に向けて、庁内連携会議と断らない相談準備検討会議を設置し開催した。	小学校区での具体的な取組を岩倉市社会福祉協議会と連携して実施している。共同事務局として関係を強化していく必要がある。また、多岐に渡る地域福祉分野の取組を推進するため、庁内連携を強化する必要がある。 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備に向けた検討を進める必要がある。	小学校区ごとの取組を継続し、地域が主体性を持って地域課題に向き合うよう取り組む。 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備に向けて、高齢者担当部局を始め庁内や外部の関係機関と協議を進める。	○
（2）市民の福祉意識の醸成	福祉講座・福祉実践教室等の参加者数	1,337人(H26)	954人	424人	1,500人	【指標数値の分析】 ・対象は地域福祉推進フォーラム、福祉実践教室、ボランティア養成講座（要約筆記、音訳、点訳、災害ボランティア）。福祉実践教室の受講者令和元年度879人に対し、420人と459人の減（福祉実践教室の中学校の中止ため）。地域福祉推進フォーラム、ボランティア養成講座のうち要約筆記、災害ボランティアは中止。			○
① 地域福祉意識の醸成	地域への関心を高め、住民同士のつながりを深めるため、盆おどりやスポーツ行事など地域住民が交流できるイベントの開催や日頃の声かけなどの活動を進め、地域における支え合い、助け合いに住民が積極的に参加する土壌を醸成します。					地域福祉推進フォーラムは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止したが、いわくら市民福祉会議において、地域における先進的な活動事例について情報提供をした。	既存団体は高齢化や後継の問題を抱えている。これまでつながりのなかった住民や世代に関心を持ってもらうよう、地域のつながり強化と、イベント情報などの周知方法を検討する必要がある。 感染症対策を取った上でできる活動を検討する必要がある。	地域における住民のつながりを強化できるよう、小学校区や行政区で取り組める仕組みを検討し実施していく。	○
② 福祉教育の充実	高齢者や障害者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座や認知症サポーター養成講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。					社会福祉協議会や高齢者担当部局と連携し、市内全小中学校で年1回手話や車いすなどの福祉実践教室を開催したのをはじめ、子どもから大人までを対象とした認知症サポーター養成講座を定期的に開催し、幅広い世代へ福祉教育を推進した。	講座終了後に、様々な場面で高齢者や障がい者など関わる機会や実践につながるような取組が必要である。	実施している講座の充実を図りながら、新たな講座を検討している岩倉市社会福祉協議会を引き続き支援していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(3) 地域福祉活動の充実・支援	社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の会員数	1,576人(H26)	4,826人	4,855人	1,600人	【指標数値の分析】 ・社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の会員数については、退職後の社会参加の意識の高まりもあり微増の傾向が続いている。 ・ボランティア養成講座（要約筆記、音訳、点訳、災害ボランティア）のうち、要約筆記、災害ボランティア講座が新型コロナウイルスの感染防止に関連し中止したため減。				○
	ボランティア養成講座受講者数	26人(H26)	10人	4人	65人					
	① 社会福祉協議会の機能強化	社会福祉協議会が地域福祉の中心的な役割を果たせるように、人材の育成や組織の充実など活動を進めるための支援を行います。					地域福祉計画の推進を通して、社会福祉協議会職員とともに地域課題の解決に取り組むことで、社会福祉協議会の人材育成を支援した。 社会福祉協議会補助金により組織の支援を実施した。	地域福祉のニーズに合わせて、社会福祉協議会に求められる機能の検討が必要である。	社会福祉協議会が市内の地域福祉の要であるため、時代のニーズに合わせた機能の検討、人材の育成が必要である。	○
	② 地域福祉の担い手の育成	地域のリーダーとなる人材や新しく福祉活動に参加する担い手を発掘するため、福祉講座やボランティア養成講座の開催などにより、多様な人材の育成に取り組みます。また、ボランティア団体の活動を社会福祉協議会と一体となって支援します。					手話、音訳などのボランティア養成講座を開催したほか、地域福祉計画の推進を通して、福祉活動に参加する担い手を育成した。	福祉活動に参加する人材を継続して増やしていく必要がある。	引き続き、地域福祉のニーズは多様化しており、人材育成や組織の充実を図っていく。	○
③ 地域コミュニティを担う団体への支援	地域コミュニティの中心的役割を果たす行政区等や民生委員・児童委員協議会の育成と活動支援を行います。また、子ども会、婦人会、老人クラブをはじめ、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。					いわくら福祉市民会議で小学校区ごとの会議を開催し、地域住民が地域課題を主体的に解決する取り組みを行った。	少子高齢化の中、各種団体が活動を継続できる支援のあり方を検討していく必要がある。	各種団体と地域住民の関係性を強めていけるよう支援を行う。	○	
(4) 安心して地域で生活できる環境づくり	まちの縁側の数	7か所(H26)	23か所	22か所	15か所	【指標数値の分析】 ・地域サロン（まちの縁側）は地域の居場所として市や社会福祉協議会が推進しており、地域福祉計画でも進めているため令和2年度は1か所減少したものの今後も伸びる要素がある。 ・福祉避難所は第2みりの里を指定し、平成31年4月で11か所になった。				○
	福祉避難所数	2か所(H26)	11か所	11か所	4か所					
① 支え合いのネットワークづくり	支援が必要な人を地域で支え合うことができるように、社会福祉協議会を中心として、民生委員・児童委員、行政区等や、福祉・保健・医療などの関係者との重層的なネットワークづくりに取り組みます。					福祉・保健・医療・介護等の専門職のネットワークづくりを目的に、社会福祉協議会とともに「顔の見える連携交流アンケート」を実施した。 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備についての検討として、「断らない相談準備検討会議」を開催し、社会福祉協議会も加わって協議を進めた。	専門職間だけでなく、地域福祉協力者団体や組織を含め、より重層的にネットワークをつくる必要がある。 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備では社会福祉協議会の関わり方も検討を進める必要がある。	顔の見える連携交流アンケート結果を活かし、様々な関係者と情報共有しながらネットワークづくりを進めていく。 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備を進める。	○	
② 地域における見守り・支援体制づくり	「高齢者福祉・介護保険」の再掲（P46）									
③ 地域福祉活動拠点の充実	地区の公会堂などを地域福祉活動の拠点として位置付け、活用を図ります。また、まちの縁側づくり事業を推進し、地域住民が気軽に集える場づくりに努めます。					地域福祉計画を推進するなかで、いわくら福祉市民会議は小学校区ごとに会議を行い、校区内の公会堂を積極的に活用した。 コロナ禍での地域活動のマニュアルを配布し、地域活動再開に向けた情報提供を行った。	地域福祉活動の拠点をどこに置くかについては、地域住民や社会福祉協議会及び庁内関係課との検討が必要である。	第2期地域福祉計画では、小学校区で地域の会議を進めていく。また、地域資源の活用を提案する。	○	
④ 災害時要配慮者の支援体制づくり	災害時に備え、災害時要配慮者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における地域での救護活動が円滑に行われるようにするための体制づくりを進めます。また、災害時要配慮者が適切な避難生活を送れるようにするため、地域の社会福祉施設が福祉避難所として活用できるように努めます。					災害発生時に自ら避難することが困難な人の情報を集め、避難行動要支援者名簿を作成した（半年更新）。 また、災害のない平常時から災害に備えるために、個人情報の提供に同意した人の個別避難支援計画を自主防災会、民生委員等の協力を得て作成している。	個人情報の提供に同意しない人や返事がない人が全体の3割あることや、個別避難支援計画作成の推進を図る必要があるため、個人情報の提供への同意や自主防災会等への働きかけを検討する。 実際の災害を想定した名簿の活用による訓練が必要である。	救護活動が円滑に行われるように行政・地域の体制づくりを検討する。	○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第3節 社会保障	責任者	所属	市民窓口課					
基本施策	1 福祉医療	総合計画書記載ページ	P61-62	氏名	富 邦也						
施策がめざす 将来の姿	●高齢者や障害のある人、子どもや母子・父子家庭等の人たちが、安心して医療を受けることができ、健康に暮らしています。	基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・福祉医療制度のうち子ども医療は、対象者を拡大する動きがあるが、市単独事業に対する市財政への負担が大きく、都道府県や市町村間で格差があるため、全国一律の制度として実施されるよう市長会等を通じ国へ要望を行った。 ・福祉医療制度の周知と適正化では、広報紙やホームページ等での周知を図るとともに、関係部署と連携し、制度の適正な運用に努めた。								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	子ども、障害者等の医療費の助成に満足している市民の割合	%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	・市民意向調査、市民アンケートによる
			H25	74.6	83.1	79.9	79.2	-	90.3	72.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 福祉医療制度の充実										◎
① 福祉医療制度の充実	近隣市町の動向や社会情勢を考慮しながら、福祉医療制度の充実に努めます。また、制度の充実について国・県に要望します。					福祉医療制度のうち子ども医療は、入院までの助成について、県内で半数の市町村が対象者を拡大しており、さらに拡大する動きがある。 子ども医療は、都道府県や市町村間で格差がないよう全国一律の制度としての実施を市長会等を通じ国へ要望を行った。		子ども医療は、市の財政負担を踏まえた上で、拡大できるよう検討する必要がある。また、市単独事業に対する市財政への負担が大きいことから、国の制度として実施されるよう、市長会等を通じ、引き続き国へ要望する必要がある。	近隣市町の動向や社会情勢を考慮しながら、福祉医療制度の充実に努める。子ども医療の拡大は、入院までの助成について、令和4年度から実施するよう準備を進める。	◎
(2) 福祉医療制度の周知と適正化										◎
① 福祉医療制度の周知と適正化	支援が必要な人を的確かつ適切に支援するために、関係部署との連携を密にして、対象者の正確な把握と制度の周知徹底に努めます。また、福祉医療制度を維持していくため、制度の適正な運用に努めます。					広報紙（年2回）、ホームページへの掲載により、福祉医療制度の周知に努めた。 また、関係部署と連携を密にとり、対象者を把握し、未申請者の発生を防ぐよう努めた。		未申請者の発生を防ぐため、引き続き関係部署と連携を密にし、対象者の正確な把握に努めるとともに、福祉医療制度の周知を図ることが必要である。	関係部署との連携を密にして、対象者の正確な把握と制度の周知に努める。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第3節 社会保障	責任者	所属	福祉課					
基本施策	2 低所得者の生活支援	総合計画書記載ページ	P63-64	氏名	石川 文子						
施策がめざす将来の姿	●生活支援の必要な人への適切な経済的支援と自立に向けた支援が行われ、だれもが健康で文化的な生活を送っています。		基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・自立支援の充実では、自立相談支援事業を中心に家計改善支援事業、食料支援事業、住居確保給付金事業を実施した。また、コロナ禍における相談者の増加や住居確保給付金事業の対象者拡大にも対応できるよう、令和2年度補正予算により相談員の増員を図り、生活困窮者の生活全般に関わる相談支援を実施し、相談内容に応じて必要な機関につなぐことができた。 ・適切な保護の実施では、生活自立支援相談室、地域包括支援センター、学校等の関係機関との情報共有や、民生委員等の地域の見守りを通じて、保護を必要としている世帯や生活に困窮している世帯の把握に努めたことで、自立支援相談につなげることができた。							
目標値	基本成果指標	単位		基準値	現状値		目標値	算出根拠			
	就労による自立世帯数	世帯	年度	基準値	H28	H29	H30		R1	R2	R2
			H26	2	11	10	11	7	5	10	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 自立支援の充実	生活保護受給者のうち就労者数	12人(H26)	24人	26人	15人	【指標数値の分析】 ・平成30年度より開始しているハローワークの巡回相談を月2回定期実施することで、目標値を達成している。			◎	
① 相談体制の充実	生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業で設置した生活自立支援相談室を活用し、生活に困ったときに速やかに相談が受けられるよう相談体制の充実に努めます。また、相談者に応じた支援方法等の適切なアドバイスができるように、主任相談支援員、ケースワーカーの資質向上を図ります。					コロナ禍における自立相談支援事業や住居確保給付金事業、家計改善支援事業や食料支援事業を通じて、生活困窮者の生活全般に関わる相談支援を実施するため、令和2年度補正予算で相談員の増員を行うことにより、支援体制の充実を図った。		相談支援体制の充実と相談に来られない人のところに向くアウトリーチ支援や相談支援ツールとしての就労準備支援事業などの任意事業の活用を検討を行う。	引き続き生活困窮者自立支援法による各事業を適切に実施し、生活困窮者の相談支援事業の充実に努める。	◎
② 自立した生活に向けた支援	被保護者が自立した生活を送ることができるよう、ケースワーカーによる家庭訪問等により、被保護世帯の状況を把握し、適切な支援に努めます。また、ハローワークと密接な連携をとり、就労支援員を中心とした就労支援プログラムによる就労支援に取り組めます。					ケースワーカーによる訪問はコロナ禍により必要最低限となったが、被保護者世帯の生活状況等の把握を行い、個別の状況を勘案しながら、就労支援員とともに就労支援に取り組んだ。		ハローワークの相談員と協力して就労支援に取り組んでいるが、就労に対する動機づけを行うための関係性の構築が必要。	引き続き被保護者世帯の状況把握とハローワークとの連携を図り、被保護者の自立・助長を促していく。	◎
(2) 適切な保護の実施										◎
① 要保護世帯の的確な把握	生活困窮者への適切な対応をしていくために、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯の的確な把握に努めます。					生活自立支援相談室、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ハローワーク、学校等との情報共有や民生委員による地域の見守りを通じて保護を必要としている世帯や生活に困窮している世帯の把握に努めたことで、自立相談支援につなげることができた。		コロナ禍により支援調整会議への参加機会を増やすことができなかったため、必要に応じて、支援体制の構築を行うため参加機会を増やしていく必要がある。	支援調整会議を通じて、関係機関とケースの情報共有を行うことで、対象世帯の状況把握に努める。	◎
② 的確・迅速な生活保護の実施	生活保護の申請者には、複数の職員が面接して問題点を的確に把握し、査察指導員、ケースワーカーによるケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護開始に努めます。また、生活保護期間内においても、必要な調査により保護要件の確認を行います。					保護の申請に際しては、複数の職員による対応で状況把握を行い、受給要件を満たしたものについては迅速に保護の決定を行った。		保護の適正実施に向けて、引き続き職員の資質向上を図るため、知識やケースの共有に努める必要がある。	保護の適正実施に向け、迅速な処遇決定と各種調査を定期的に行う。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第3節 社会保障	責任者	所属	市民窓口課
基本施策	3 公的医療保険・年金	総合計画書記載ページ	P65-66		氏名	富 邦也
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●安定した医療保険制度の下で、安心して医療を受けられるまちになっています。 ●老後も健康で安心して暮らせるまちになっています。 	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険制度の適正な運用では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全日程を中止としたが、人間ドック費用助成事業を実施するとともに、管理栄養士が人間ドック費用助成申請の受付時に必要に応じて、医療機関への受診勧奨や保健指導を実施した。人間ドック費用助成事業の利用を増加させるため、新たに業者委託により、人工知能技術を用いたデータ分析による、受診勧奨対象者の抽出及び勧奨通知の作成をする受診勧奨を実施した。 医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知を実施するなど、医療費の適正化に努めた。 新たな納付方法として、スマートフォン等のアプリを利用したモバイル収納を実施した。また、催告書等で連絡のない者への休日電話催告を行うとともに、差押えの執行をするなど収納率向上に努めた。 ・公的医療保険・年金制度の周知・啓発では、公的医療保険・年金制度を市民が正しく理解し、適切な制度の加入等ができるように、広報紙等の活用により制度の周知・啓発に努めた。 			

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 公的医療保険制度の適正な運用	特定健康診査受診率	41.7% (H26)	40.0%	13.7%	60.0%	【指標数値の分析】 ・特定健康診査の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響により、保健センターで実施する特定健診が中止となり、令和2年度の目標値と大きく乖離している。周知・啓発に取り組んでいるものの、被保険者の健診に対する意識の向上が図られていないこと、また、受診環境などが受診率の上昇に繋がらない要因として考えられる。			○
	国民健康保険税収納率	90.7% (H26)	91.7%	91.7%	91.5%				
① 生活習慣病の予防	市民が健康に生活できるよう、特定健康診査の受診を促進します。また、受診結果により特定保健指導の対象となった人に対しては、その受診を勧奨し、生活習慣病の予防に努めます。					<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全日程を中止としたが、人間ドック費用助成事業を実施するとともに、管理栄養士が人間ドック費用助成申請の受付時に必要に応じて、医療機関への受診勧奨や保健指導を実施した。</p> <p>人間ドック費用助成事業の利用を増加させるため、新たに業者委託により、人工知能技術を用いたデータ分析による、受診勧奨対象者の抽出及び勧奨通知の作成をする受診勧奨を実施した。</p> <p>生活習慣病予防のため、血糖値や血圧が高い人に対して、保健師や管理栄養士が電話、窓口による医療機関への受診勧奨や保健指導を実施した。</p> <p>特定保健指導は、特定保健指導集中実施期間として、12月に4日間、実施率向上につなげる取組を保健センターで実施し、7人の初回面接を実施することができた。</p>	生活習慣病予防のために、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上を図る必要がある。 新型コロナウイルス感染対策も含め、特定健康診査の受診環境の改善を図る必要がある。	令和2年度から新たに委託した特定健康診査受診勧奨業務を令和3年度も委託し、効率的かつ効果的な受診勧奨を行うことで、特定健康診査の受診率向上を図る。 引き続き、特定保健指導集中実施期間を設け、実施率の向上に努める。 令和3年度から集団健診会場の混雑緩和のため、事前申込制度を実施する。	○
② 医療費の適正化	公的医療保険制度を健全に維持するため、年間を通して医療費通知をするとともに、重複・多受診世帯に対する適正受診の指導やジェネリック医薬品の周知と利用促進を図り、医療費の適正化に努めます。					ジェネリック医薬品の差額通知等により、使用割合は、増加傾向となっている。医療費通知及び重複・多受診世帯に対する受診状況の照会等により、適正受診の意識向上に努めている。	個別通知、広報紙及びホームページで医療費適正化の周知に努める必要がある。	引き続き、個別通知、広報紙及び市ホームページで医療費適正化の周知に努める。	○
③ 収納率の向上	公的医療保険制度を健全に維持するため、コンビニエンスストアでの収納や口座振替など納付しやすい制度の周知や徴収体制の充実強化を図るとともに、短期被保険者証等の発行により面談の機会を増やすなどして、収納率の向上に努めます。					毎月第3日曜日に休日納付窓口を設け、納税機会の拡大を図った。また、封筒に休日納付窓口の実施を掲載し、周知した。 外国人滞納者には、外国人支援員を配置し、徴収体制を強化した。 納税通知書の封筒にイラストを掲載し、口座振替受付サービスの利用促進に努めた。	納付環境の拡充のためには、他の方法についても費用対効果を考慮し、導入の検討を行う必要がある。	引き続き、収納率の向上に向けて取り組んでいく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
					<p>滞納者に対し、地区ごとに担当職員を割り当て、財産調査を行い、催告書等で連絡がない者や約束不履行の者に対し、財産の差押えを実施した。</p> <p>短期被保険者証等の発行により面談の機会を増やすなどして、収納率の向上に努めた。</p> <p>12月よりスマートフォン等のアプリを利用したモバイル収納を実施し、納付環境の充実に努めた。</p> <p>催告書等で連絡のない者への戸別訪問を行っていたが、令和2年度は、休日に電話催告を実施し、収納率向上に努めた。</p>				
(2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発								○	
① 公的医療保険・年金制度の周知・啓発	公的医療保険制度・年金制度への市民の理解を深めるとともに、適切な制度加入等ができるように、広報紙・ホームページへの掲載やリーフレットの配布などにより制度の周知に努めます。				公的医療保険制度や年金制度の啓発記事を広報紙やホームページに掲載し、積極的な周知に努めた。制度をよりわかりやすくするため、リーフレット等の改善に努めた。		市民が理解しやすい制度の周知・啓発に努める必要がある。	引き続き、市民が理解しやすい制度の周知・啓発に努める。	○
(3) 国や県への要望								○	
① 公的医療保険制度に関する要望	国民健康保険制度への国の財政支援の拡充と広域化により市町村が担う事務の平準化、効率化等が促進されるよう国に要望していきます。				市長会等を通じ国に対して、財政支援の拡充と広域化により市町村が担う事務の平準化、効率化等が促進されるよう要望した。		市町村が担う事務の平準化、効率化等については、これまで各市町村が実施してきた状況が様々であるため、課題が多い。	引き続き、機会を捉えて、国へ財政支援等を要望する。	○
② 年金相談の要望	年金制度の理解促進と制度に対する不安解消を図るため、年金出張相談所の充実を日本年金機構に要望していきます。				隔月での年金出張相談所が毎月実施となるよう、日本年金機構一宮年金事務所に要望した。		日本年金機構一宮年金事務所の体制として、年金出張相談所の毎月実施は困難であるということが示されている。	引き続き、日本年金機構一宮年金事務所へ年金出張相談所が充実するよう要望する。	○